

(歳出)

(11) 公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの

東部公園緑地事務所は、林試の森公園の冒険広場及び幼児コーナーの整備のため、表64のとおり、遊具広場の改修設計に係る委託契約を締結している。
仕様書によると、表65のとおり、園路広場については園路、植栽及び排水施設を、便益施設についてはサイン類、ベンチ及び遊具を対象として「施設の構造、材料、企画、デザイン、敷地造成、施工方法を決定し、工事に必要な詳細図書を作成し、工事費の算出を行う。」こととしている。また、一部の遊具を改修の対象としているが、その具体的な内容は仕様書に定めていない。
したがって、仕様書上は、受託者が園路広場及び便益施設の全面的な改修を設計することとなるが、実際には、表66の業務着手時の打合せ記録簿のとおり、実施設計の対象施設は当初から限定されている。

このため、少なくとも、業務着手時の打合せ記録簿にある内容は、当初から指示できるものであるが、仕様書に記載されていないことは、適切でない。
所は、公園の改修における設計委託について、仕様を明確にされたい。

(建設局)

(表64) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
林試の森公園遊具広場改修設計	令和4.6.25～令和5.2.27	6,931,100

(単位：円)

(表65) 仕様の概要

区分	対象箇所	設計内容
実施設計 撤去設計	冒険広場及び幼児コーナー計0.35ha	園路広場：園路、植栽、排水施設 便益施設：サイン類、ベンチ、遊具 一部の遊具を改修の対象とするが、遊具改修の検討においては公園管理者等の意見を聴取し作成すること。

(表66) 業務着手時の打合せ記録簿の概要

種別	幼児コーナー	冒険広場
遊具	砂場の改修 改修においてインクルージブ遊具(注)を検討	遊具の改修による遊具の追加は行わない
園路	園路の整備(平坦性の向上)	
排水施設		洗堀により地中の石等が表面化、水たまりによる通行困難箇所の発生 側溝の清掃、勾配変化点に横断側溝・浸透槽を設置
サイン、ベンチ	園地と一体的に整備できるものは必要に応じて改修	
その他		石等の除去と表土の入れ替え 高木剪定

(注) インクルージブ遊具：障害の有無にかかわらずどの子供も一緒に遊べる遊具

(歳出)

(12) 野球場管理委託について

西部公園緑地事務所は井の頭恩賜公園内の野球場について、表67のとおり、貸出業務等については運動施設管理運営委託によりDに、グラウンド整備については野球場管理委託によりEに委託している。

(表67) 契約の概要

契約件名	内容	契約期間	契約金額	契約相手方
運動施設管理運営委託	陸上競技場、野球場、テニスコートの貸出等	令和4.4.1 ～令和5.3.31	15,290,000	D
井の頭恩賜公園野球場管理委託	野球場の日常整備、特別整備		5,940,000	E

(単位：円)

ア 側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの

野球場管理委託の仕様書では、作業内容を表68のとおり定めている。この契約では、受託者が作業状況を作業報告書に記載し、作業完了後直ちに都に対して報告の上、確認を受けること、また、月に一度作業状況についての立会検査を行うことを定めている。

そこで、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの作業報告書を確認したところ、表68の作業内容のうち、側溝及び側溝ますの清掃の実施及び立会検査についての記載がなく、履行確認及び立会検査が行われたか確認できない。

この契約では、日々の履行確認及び立会検査が適正に行われて初めて業務等の履行の完了が確認できることから、仕様書のとおり実施していないことは適正でない。

所は、野球場管理委託における側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を実施されたい。

(建設局)

(表68) 作業内容

業務種別	業務実施日	作業内容
日常管理	年299回	野球場の利用開始時間までにグラウンド整備、施設点検などを行い、利用者が施設を良好に使用できるようにすること。 ※ 業務実施日の午前8時45分までに所定の作業を完了させること。 ※ 野球場の日常管理作業要領に基づき作業等を実施
維持管理	年11回	4月から2月まで月1回実施 内外野等黒土部分の整地、転圧、表面処理等
特別整備	年1回	3月実施 内外野等黒土部分のトラクターによる新転整地、表土の補充、振動ローラーによる転圧等
側溝清掃	年4回	野球場側溝内の土砂除去
ます清掃	年6回	野球場側溝ますの土砂除去

イ 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの

運動施設管理運営委託契約の仕様書によると、野球場を使用中止とする場合について、受託者Dは、表69の基準に基づき判断を行うものと定めている。

表69の基準により使用中止の判断を行うのであれば、グラウンド整備を行う野球場管理委託の受託者であるEで判断できるものであるが、所は、災害のおそれなどの事由により判断をする場合があることから、Dが使用中止の判断をする必要があるとしている。

しかしながら、仕様書及びDが作成したマニュアルには、Dが災害のおそれなどの事由により使用中止の判断をすることに係る記載がなく、適正でない。

所は、災害のおそれなどの事由により使用中止の判断をすることについて、仕様書に記載するとともに、運動施設管理運営委託の受託者がマニュアルに記載するよう指示されたい。

(建設局)

(表69) 野球場の使用中止の判断基準

1	黒土部分に水が浮いている場合
2	内野部分を歩行すると水分の影響により足跡が残る場合 上記状態がごく一部である場合は土をまいて整備
3	ただし当日の予報が雨である場合は中止
4	芝生部分に水が浮いている状態 ネットの破損により容易に球が場外へ出ることが予想される場合

港 湾 局

1 指図書事項

(支出)

(1) 競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条では、「随意契約によるうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。」とされている。

また、「随意契約における単数見積りの取扱いについて(通知)1(令和2年10月22日付2財経総第1443号財務局長通知)では、「随意契約のうち予定価格が50万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。(中略)単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと。」とされている。

ところで、東京港湾事務所における共同展示館のアメニト含有分析調査委託契約について見たところ、表1のとおり、同一の建物に対する調査を展示館の内部と外部とに分けて行っており、それぞれの契約における予定価格が50万円未満であるとして、単数見積による随意契約により委託している。

まためて1件の契約とすれば予定価格が50万円以上となり2人以上の者から見積書を提出されることで競争性を確保できるとともに、契約事務及び支払事務の効率化にもつながるところ、合理的な理由がないまま、それぞれにおいて随意契約を行っていることは適切でない。

(港湾局)

(表1) 共同船展示船のアクセスト含有分析調査委託契約の概要

(単位：円)

件名	契約期間	履行場所	契約金額	調査分析対象			
				場所	建物の 使用箇所	分析 検体数	
令和4年度共同船 展示船アクセスト 含有分析調査委託	令和4.12.1～ 令和4.12.27	東京都江東区 有明三丁目地 内	470,800	内部	展示室	3検体	
					事務室	4検体	
令和4年度共同船 展示船外部等ア ksesト含有分析調 査委託	令和5.1.24～ 令和5.3.22	東京都江東区 有明三丁目地 内	456,500	外部	身障者トイレ	4検体	
					中水槽	1検体	
				外部	目地	1式	
					タイル	2検体	
					モルタル下	1検体	
				外部	外壁	1検体	
					室外機置場	1検体	
					屋根下地	1検体	
				設備類	ボンプ	2検体	
				構造部	鉄骨 柱・梁	1検体	
					耐火被覆	1検体	

(支出)

(2) 船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの

総務部は、東京港を見て学ぶ機会を提供するため、視察船「東京みなと丸」の運航を行っており、局のホームページに専用のページを設けて、広く視察参加者の募集をしている。

部は、視察船内の装飾を行うため、表2のとおり、令和4年12月7日付けで委託契約を締結している。

この契約締結手続及び履行確認状況について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。
ア 成果物として提出された記録写真に写された看板によれば、令和5年1月16日に船内装飾作業を行ったとしている。

しかしながら、運航日誌を見ると、令和4年9月12日に船内装飾作業が実施された旨の記載がある。また、令和4年10月31日に船内訓練が行われた際の写真を見ると、既に船内装飾が施されていることが確認できる。これらのことから、部は、契約手続を径ずに船内装飾を実施し、事後に契約手続を行っているものと認められる。

イ 仕様書では、電子データの納品を求めており、CD-R又はDVD-Rの提出を求めている。

しかしながら、紙資料の写真は提出されているものの、部は、CD-R又はDVD-Rの提出がないまま検査合格とし、契約代金を支払っている。

部は、船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行われない。

(港湾局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約年月日	契約期間	契約金額
東京港視察船内装飾委託	令和4.12.7	令和4.12.8～令和5.1.31	995,170

(支出)

(3) 視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの

東京港建設事務所は、視察船の防敵材の修繕を行うため、表3の契約を締結している。

本件に係る修繕依頼から完了までの契約手続等の状況は、表4のとおりである。

ところで、本契約に係る履行確認書類等を見たところ、契約締結前の令和4年8月1日から同月8日に修繕を受託者に行わせていたことが受注者から提出された作業完了明細により確認された。所が定められた契約締結手続を径ずに受注者に修繕を実施させ、実際に修繕を実施した日とは異なる日付で修繕を実施したとして契約締結手続を行ったことは、事後の契約を行ったこととなり、適正でない。

所は、視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行われない。

(港湾局)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	契約期間	契約金額
令和4年度視察船(みなと丸) 防敵材修繕	令和4.8.24	令和4.8.25～令和4.9.7	968,000

(表4) 契約手続等の状況

年月日	内容
令和4.7.25	執行課から経理担当へ修繕依頼
令和4.8.1～8	修繕実施
令和4.8.16	修繕実施起案決定
令和4.8.24	修繕契約締結日(契約期間：令和4.8.25～令和4.9.7)
令和4.8.25	着手届
令和4.9.7	完了届

(歳出)

(4) 草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

調布飛行場管理事務所では、表5のとおり、調布飛行場の草刈委託契約を締結している。仕様書では、表6のとおり、飛行場の運営に影響のない箇所は空港運用時間内（昼間）に、影響のある箇所は空港運用時間外（夜間）に作業を行うこととし、作業回数を箇所ごとに定めている。

また、「工事記録写真撮影基準」（平成24年4月東京都港務局、以下「基準」という。）に基づき、作業前、作業中、作業後を撮影した記録写真を提出することとされている。基準には、件名、撮影日時を記載した黒板を入れて撮影すること、撮影方向は一定とすること、夜間の撮影は照明に注意し鮮明な映像が得られるようにすることなどが定められており、作業過程が容易に把握できるように整理する必要がある。

そこで、この契約の実施状況について、記録写真を確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。

ア 作業時間について、昼間に作業を行うこととなっている箇所の一部を夜間に行っていた。

作業時間の変更については、所と受注者との間で書面による協議が行われているものの、記録写真によれば、協議書面に定められていない箇所についても夜間に作業が行われていたことが認められたことから、仕様書及び協議書面に適合しない履行であり、適正でない。

イ 記録写真について、写真が存在しない、記録写真に写された黒板に作業日や作業箇所が明示されていないなど、多数の不備が認められた。また、記録写真に付番された番号の抜けや写真台紙の並びの誤りもあり、写真の整理も適切にされていなかった。

この記録写真では履行状況を確認することができないにもかかわらず、所が検査合格とし、契約代金を支払っていることは適正でない。

所は、草刈委託契約に係る履行確認を適正に行われない。

(港湾局)

(表5) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度調布飛行場草刈委託	令和4.4.1～令和5.3.24	12,540,000

(単位：円)

(表6) 仕様書に定めた草刈作業内容

作業時間	作業回数	作業箇所
昼間	3回	①敷地境界・場周辺道路路間地
	2回	②～③電源局舎周辺・管制塔周辺・第3駐車場縁・その他 外
夜間	3回	①～④南側浸透池周辺・盛土地・敷地境界地 外

(歳出及び支出)

(5) 点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、表7のとおり、港務施設浄化槽等点検清掃及び一般廃棄物の回収収集運搬について委託契約を行っている。

所は、本契約の仕様書において、浄化槽の点検清掃を年度内に3回実施し、作業前・作業中の写真を提出することを定めている。

そこで、令和5年2月17日実施の点検清掃に関する写真を確認したところ、看板の日付が令和3年2月19日となっていた。

このことについて確認したところ、受託者は、実施日に写真を撮影したものの、誤って令和2年度に同契約を受託した際の写真を提出してしまったとのことであった。

所が、令和5年2月の点検清掃に係る履行確認の際に提出された写真を十分に確認しないまま、検査合格としたことは適正でない。

所は、点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行われない。

(港湾局)

(表7) 契約の概要

契約件名	契約期間	支払金額
令和4年度港務施設浄化槽等点検清掃及び一般廃棄物回収収集運搬委託	令和4.5.27～令和5.3.10	973,500

(単位：円)

(歳出)

(6) 清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

東京港建設事務所では、海面に浮遊する塵芥の回収のため清掃船を保有及び管理しており、表8のとおり、清掃船第六清海丸について機能維持を目的とした修繕請負契約を締結している。

この契約の仕様書では、修繕報告書等の電子納品を求めており、成果物として納品された電子媒体(CD-R)を見たところ、修繕報告書等のデータが履行期限(令和5年3月10日)よりも後の令和5年3月12日から同月31日までの間に保存されていることから、履行期限後に提出されたことが認められた。

このことについて、所は、令和4年度が成果物の電子納品を求める取組を始めた初年度であり、電子納品に係る受注者の負担に配慮して、紙提出資料は残っていないもの、納品及び検査は紙資料で行うことを許容し、あらためて電子納品を求めたことによるとしている。

しかしながら、仕様書記載の「東京都港湾局CALS/EC電子納品運用ガイドライン」(令和4年4月東京都港湾局)によると、完了検査は、納品された電子媒体から出力した印刷物又は電子データによるものとされており、履行期限内に電子納品を求めるべきである。

このような不備が認められるにもかかわらず、所が検査合格とし、契約代金を支払っていることは適正でない。

所は、清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(港湾局)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度清掃船(第六清海丸)修繕請負契約	令和5.2.3～令和5.3.10	5,720,000

(歳出)

(7) 安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの

消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2では、事務所や倉庫に設置し維持する消火器については、総務省令で定める技術上の規格に適合しているものでなければならずとされている。

この技術上の規格については、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日以降は型式失効となった。そして、旧規格の消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する省令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令(平成22年総務省令第112号)により、令和3年12月31日まで設置可能とされた。

ところで、離島港湾部が令和4年7月に契約した神津島の建築施設に係る劣化診断調査委託の報告書を確認したところ、部が現在倉庫として使用している旧神津島港湾工事事務所に旧規格の消火器が1本設置されており、交換が必要であることが報告されていた。また、部は、この報告書を令和5年1月に受領したが、部によると、監査日(令和5年4月28日)現在、旧規格の消火器の交換を行っていないかった。

前述のとおり、旧規格の消火器は、総務省令により設置可能期限が令和3年12月31日までと定められ、それ以降は消火器として認められないものとなっているにもかかわらず、設置可能期限以降も引き続き設置されている状況は適正でない。

部は、安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行われたい。

(港湾局)

(支出)

(8) 港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について

港湾事業会計からの支払は、東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和39年東京都規則第124号。以下「規則」という。）に基づいて、確定した債務について、債権者からの請求書を受領したときは、港湾局準公経理会計システム（以下「会計システム」という。）により、伝票発行者が、未払金を計上した上でその未払金を支出する「支払伝票（兼振替伝票）」（規則第21号様式）を発行し、総務部財務課長が審査の上、支出を執行することになっている。また、このとき、未払金の計上は支払伝票（兼振替伝票）の発行日に、未払金の支出は支出執行日に帳簿に整理される。

東京港湾管理事務所（以下「所」という。）では、中央防波堤内側ばら物ふ頭に設置されたアンローダー等の保守点検を行うために、表9のとおり委託契約を締結し、所の港湾課長が発行した支払伝票（兼振替伝票）に基づき、委託代金を港湾事業会計から支払っている。

この会計伝票の処理について見たところ、次の不適正な事態が認められた。

ア 規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの

この契約に係る令和4年4月分及び5月分の未払計上及び支払処理状況を確認したところ、表10のとおり、

① 所は、同じ内容で、7月に発行した会計伝票（伝票番号204・205）と同じ内容のもの（伝票番号259・260）を8月に重複して発行していた

② 総務部（以下「部」という。）は、伝票番号259・260により令和4年8月26日付けで支出を執行したが、その後、総勘定元帳から伝票番号204・205が取り消されていないことを把握した

③ 前及び所は、伝票番号259・260を会計システムから削除し、伝票番号204・205により令和4年8月26日付けで支出を執行したと会計システムに登録していたことが認められた。

このことについて、伝票の審査を行う部に確認したところ、伝票番号204・205は、証拠書類の不備のため会計システムで7月分の締日までに削除すべきであったが、所が削除を行う前に7月の月次決算を行ってしまった。部が事態を把握した令和4年8月時点で伝票番号204・205を削除すると、未払金を計上する振替伝票が7月に遡って削除され、月次決算に修正が生じてしまうため、上記③のとおり、会計システムデータを削除するなどしたことであった。

しかしながら、所及び部が行った上記支払処理は、次のとおり、規則上、適正でない。

(ア) 規則第38条では、「伝票発行者は、支出の原因となる債務が確定したときは、証拠書類により振替伝票を発行しなければならない。」と定められている。

また、規則第39条第1項では、「伝票発行者は、支払伝票を発行しようとするときは、勘定科目、所属年度、支払金額、債権者名、印鑑及び支払の目的の適否を調査して支払伝票を発行し、これに債権者の請求書を添付して、特別企業出納員に送付しなければならない

い。」と定められている。

したがって、所が、伝票番号204・205に係る請求書類の不備を把握したにもかかわらず、速やかにこれらの伝票を取り消さなかったことは、規則第38条及び第39条第1項に反している。

(イ) 所が、伝票番号204・205を取り消さずに、重複して伝票番号259・260を発行したことは、伝票発行者が支払の目的の適否を調査せずに支払伝票を発行したことになるので、これも規則第39条第1項に反している。

したがって、本件の会計処理は、本来は、表11のとおり、

① 所が伝票番号204・205の請求書類の不備を発見し、支払手続を中止した時点で、未払金を計上していたこれらの伝票を取り消す

② 請求書類の不備が解消した時点で、改めて支払伝票（兼振替伝票）を発行する
とすべきであった。

所及び部は、規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消されたい。

(港湾局)

(表9) 契約の概要

契約件名	契約期間	推定総金額
令和4年度中防ばら物ふ頭アンローダーほか保守 点検委託（単価契約）	令和4.4.1～令和5.3.31	21,236,600

(単位：円)

(表10) 実際の会計処理

日付	会計処理	伝票番号	仕訳		営業未払金 残高
			(借方)	(貸方)	
令和 4.7.25	所は4月分の請求書に基づき伝票を発行	204	委託料 1,657,691	営業未払金 1,657,691	1,657,691
令和 4.7.25	所は5月分の請求書に基づき伝票を発行	205	委託料 1,319,874	営業未払金 1,319,874	2,977,565
令和 4.7.**	所は伝票番号204及び205の請求書類の不備を発見し、支払手続を中止	-	-	-	2,977,565
令和 4.8.12	所は令和4年7月の月次決算締め処理を実施	-	-	-	2,977,565
令和 4.8.17	伝票番号204の請求書類の不備が解消したので、所は改めて伝票を発行	259	委託料 1,657,691	営業未払金 1,657,691	4,635,256
令和 4.8.17	伝票番号205の請求書類の不備が解消したので、所は改めて伝票を発行	260	委託料 1,319,874	営業未払金 1,319,874	5,955,130
令和 4.8.26	伝票番号259の支出を執行	259	営業未払金 1,657,691	預金 1,657,691	4,297,439
令和 4.8.26	伝票番号260の支出を執行	260	営業未払金 1,319,874	預金 1,319,874	2,977,565
令和 4.8.**	所は伝票番号204及び205が取り消されていくことを把握	-	-	-	2,977,565
令和 4.8.**	部及び所は会計システムから伝票番号259及び260の仕訳(網掛け部分)を削除	-	-	-	2,977,565
令和 4.8.**	部は伝票番号204の支払日として8月26日を会計システムに登録	204	営業未払金 1,657,691	預金 1,657,691	1,319,874
令和 4.8.**	部は伝票番号205の支払日として8月26日を会計システムに登録	205	営業未払金 1,319,874	預金 1,319,874	0

(単位：円)

(表11) 本来あるべき会計処理

日付	会計処理	伝票番号	仕訳		営業未払金 残高
			(借方)	(貸方)	
令和 4.7.25	所が4月分の請求書に基づき伝票を発行	204	委託料 1,657,691	営業未払金 1,657,691	1,657,691
令和 4.7.25	所が5月分の請求書に基づき伝票を発行	205	委託料 1,319,874	営業未払金 1,319,874	2,977,565
令和 4.7.**	所が伝票番号204の請求書類の不備を発見し、当該伝票を取消し	204	営業未払金 1,657,691	委託料 1,657,691	1,319,874
令和 4.7.**	所が伝票番号205の請求書類の不備を発見し、当該伝票を取消し	205	営業未払金 1,319,874	委託料 1,319,874	0
令和 4.8.12	部が令和4年7月の月次決算締め処理を実施	-	-	-	0
令和 4.8.17	伝票番号204の請求書類の不備が解消したときに、所が改めて伝票を発行	XXX	委託料 1,657,691	営業未払金 1,657,691	1,657,691
令和 4.8.17	伝票番号205の請求書類の不備が解消したときに、所が改めて伝票を発行	YYY	委託料 1,319,874	営業未払金 1,319,874	2,977,565
令和 4.8.26	伝票番号XXXの支出を執行	XXX	営業未払金 1,657,691	預金 1,657,691	1,319,874
令和 4.8.26	伝票番号YYYの支出を執行	YYY	営業未払金 1,319,874	預金 1,319,874	0

(単位：円)

1 規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの

規則第12条には、業務に係る取引について、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて事業の年度及び会計伝票の種類別に、一連番号を付けて伝票を発行しなければならないと定められている。

また、規則第15条には、「過誤その他の理由により、会計伝票を取り消し、又は訂正しようとする場合は、理由を付けて取消し又は訂正の振替伝票を発行しなければならない。」と定められている。

会計システムには、伝票の処理区分として、

- ① 会計伝票の取消日を会計システムに登録する「取消」区分
- ② 会計システムから履歴を残さずに、伝票番号をはじめとする会計伝票の内容を消去する「削除」区分が存在しており、局は、アの会計伝票(伝票番号259・260)の取消しを上記②により行っている。

しかしながら、規則第15条に定めるとおり、いったん発行された会計伝票を取り消し、又は訂正しようとする場合は、理由を付けて取消し又は訂正の振替伝票を発行しなければならない。会計システムにも上記①「取消」区分による取消方法が実装されているにもかかわらず、いったん発行された会計伝票を上記②「削除」区分を用いて会計伝票を取り消すと、その履歴が残らず、訂正の振替伝票が発行されないことになり、規則第12条及び第15条に反し適正でない。

(港務局)

東京 消 防 庁

1 指 摘 事 項
(歳出)

(1) 点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

金町消防署は、表1のとおり、空調自動制御機器点検保守について委託契約を行っている。署は、本契約の仕様書において、点検保守完了後に記録写真（委託件名及び点検日等を記載した看板を入れ、点検状況を撮影したもの）を速やかに提出させることを定めている。

そこで、令和4年7月28日及び29日実施の点検に関する記録写真を確認したところ、看板の日付が令和3年7月20日及び21日となっていた。

このことについて確認したところ、受託者は、点検実施日に写真を撮影したものの、誤って昨年度と同契約を受託した際の写真を提出してしまったとのことであった。

署は、改めて点検実施日の記録写真を提出させたものの、令和4年7月の点検に関する履行確認の際に、提出された記録写真を十分に確認しないまま、検査合格としたことは適正でない。

署は、点検保守委託契約の履行確認を適正に行われない。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	点検実施日	支払金額	支払日
金町消防署空調自動制御	令和4.4.1～	令和4.7.28、29	244,970	令和4.8.31
御機噐点検保守委託	令和5.3.31	令和5.1.30、31	244,970	令和5.4.17

交 通 局

1 指 摘 事 項
(収入)

(1) ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの

交通局は、東京都交通局経営計画に基づき、都営三田線（以下「三田線」という。）の輸送需要への確かな対応を目的として、8両編成の新型車両の導入に向けた各種工事、運用等の検討・調整に取り組んでいる。

この一環として、三田線全駅のホームドアの8両化対応を進めており、車両電気部は、表1のとおり、三田線ホームドア更新に関する契約を行っている。電車等の電気・機械・信号・通信などの大規模工事に関する監督・連絡調整を担う電気総合管理所は、本件受注者と局内との技術面の調整等を行い、部と所とは連携して事業を進めている。

この契約の納期は、表1のとおり令和4年3月14日となっているが、令和3年1月14日に受注者の工場で火災が発生し、ホームドア機器の製作中断、施工工事等の対応に遅れが生じたこととなったため、受注者は、契約書第11条（遅延違約金（注））に基づき、令和4年1月7日付けで、納期を同年9月30日まで延長する協議を所宛にて提出した。所は、令和4年1月11日付けで、遅延違約金（以下「違約金」という。）を徴収して納期を延長することを承諾した。

契約書によれば、違約金の額は、「納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年5%の割合を乗じて計算した額とする。」「納入した物品の一部が検査に合格したときは、違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当分を控除した金額を基礎として計算する。」と定められており、当初の納期までに納品できなかった金額に5%を乗じた金額で計算することになっている。

そして、令和4年9月30日に全ての納品が完了したため、所は、同年10月6日に最終的な完了検査を合格とし、代金の支出に当たって同月25日に違約金を表2のとおり、利率3%で計算して測定した。

違約金の利率について、部は、「国の債権の管理等に関する法律施行令」（昭和31年政令第337号）第29条第1項に基づき、令和2年4月1日より適用された法定利率3%を使用したとしている。

しかしながら、当事者間の合意による契約で違約金の利率を5%と定めていることから、この約定利率を法定利率に優先して使用するべきであり、3%を使用して計算することは適正でない。

このことから、表3のとおり、試算すると489万5,800円が徴収漏れとなっている。部は、ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算されたい。

(交通局)

(注) 物品購入契約書第11条 (遅延違約金) (抄)

受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に及び、契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(1000円未満の端数があるとき、又は1000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第5条第1項又は第6条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当分を控除した金額を基礎として計算する。

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

契約件名	契約期間	契約金額
三田線ホームドア更新	平成30.4.1~令和4.3.14	3,020,544,000 変更後3,623,344,000

(表2) 部による違約金の測定

契約残額(A) (注1)	利率(B)	日数(C) (注2)	測定額((A) × (B) × (C))
446,742,768円	3%	200日/365日	7,343,700円(100円未満切捨て)

(注1) 契約残額(A)は、当初の納期である令和4年3月14日までに検査合格した金額を控除した額である。

(注2) 日数(C)は、当初の納期の翌日から、実際に納入した日である令和4年9月30日までの日数である。

(表3) 違約金の差額の試算

区分	対象金額	利率	日数	金額
誤(A)	446,742,768円	3%	200日/365日	7,343,700円
正(B)	446,742,768円	5%	200日/365日	12,239,500円
	既測定額との差額(B-A)			4,895,800円

(注) 違約金の金額は1000円未満切捨て

(支出)

(2) 施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について

電車部は、A庁舎の各設備機器の運転及び管理、点検等の業務及び庁舎の環境衛生に係る維持管理業務について委託している。当該庁舎には、都営地下鉄に障害等が発生した場合に、列車運行のために必要な対応を迅速・的確に行う総合指令所が置かれており、部はセキュリティ対策上の理由から、庁舎の所在等について非公表としている。

当該契約の業務のうち、一部は受託者が、一部は再委託先が行い、受託者は再委託先が行う業務についての管理や作業の同行等を行っている。

当該契約の履行状況について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。

ア 再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの

部は、仕様書に、「受託者の作業員は、作業に当たり受託者の発行する身分証明書を携行しなくてはならない。また、配置する現場責任者及び作業員は、氏名等を予め書類で届けること。」と定めており、受託者については、事前の届とおりの現場責任者、作業担当者が従事したが、作業記録等から確認できる。

しかしながら、再委託先については、仕様書に前述の定めがなく、事前に現場責任者についてのみ届がされており作業担当者の届が無いことに加え、現場責任者の変更時に必要な届を求めていなかった結果、表4のとおり、事前の届に記載された現場責任者名と作業記録の記載事項に相違があることが認められた。

このことは、当該庁舎の特殊性、重要性を考慮すると、セキュリティ対策上適切でない。

部は、受託者のみならず、再委託先の現場責任者、作業担当者についても、契約着手時及び変更時に必要な届を提出させ、作業時等に確認を行うなど、管理を適切に行われた。

(交通局)

イ 守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの

当該庁舎は前述のとおり、セキュリティ対策上所在を公表していない。しかしながら、部は、保守業務委託標準仕様書(令和4年1月電車部)に「業務上知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約の解除及び期間満了後についても同様とする。」と一般的事項を記載しているのみであり、当該契約が守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理が必要であるにもかかわらず、庁舎の所在の非公表など、守秘義務に係る遵守事項等について誓約書を提出させるなどの具体的な対応をしていない。このことは、当該庁舎の特殊性、重要性を考慮すると、適切でない。

また部は、作業の一部について再委託を行っており、守秘義務については、再委託先でも同様の管理が求められる。受託者は、再委託先が当該契約で知り得た情報について第三者への漏洩防止、他の用途に利用しない、記録媒体等の適正管理、事故発生時の受託者への報告などを定めた

「情報セキュリティに関するチェックリスト」を再委託先から提出させているものの、部は、再委託先に求める守秘義務について、当該契約の仕様書に定めおらず、管理が十分とは言えない。

部は、受託者及び再委託先に対し、守秘義務について、セキュリティ対策上厳格な管理を行わねばならない。

(交通局)

(表4) 再委託先の業務責任者の届と報告書の記載の相違

項目	再委託業務	再委託先	事前の業務責任者の届と作業記録の記載の相違	
			相違有無	内容
1	空調機・送排風機の定期点検	A社	相違あり	事前の届に記載されている「現場責任者」と、作業記録に記載された「点検責任者」が別人
2	飲料水・給湯水、浴槽水の水质検査	B社	相違なし	
3	汚水・雑排水槽等の点検		相違なし	
4	空気環境測定	C社	相違あり	作業記録に「現場責任者」等の記載がなく、作業記録にある「作業員名」は事前の届に記載なし
5	ねずみ・昆虫等の調査		相違あり	事前の届に記載されている「現場責任者」と、作業記録に記載された「作業監督者」兼「実施者」が別人
6	昆虫等の防除			
7	空調用自動制御設備	D社	相違あり	事前の届に記載されている「現場責任者」と、作業記録に記載された「作業責任者」が別人

(支出)

(3) 補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの

大島車両検修場は、大島車庫避難階段補修工事について、表5のとおり、契約を締結し実施している。

この工事は、大島車庫にある避難階段を補修するとともに、当該避難階段の近傍にある地上配管を乗り越える台（以下「乗り越え台」という。）を新設する工事である。この仕様書を見たところ、乗り越え台の仕様については、表6及び図1の仕様の乗り越え台を1台設置する、と記載されている。

この契約の仕様書の表6と図1について見ると、表では長さが500mmとなっているにもかかわらず、図では900mmとなっており、寸法が整合していない状況となっている。

このことについて、場は、この契約の見積業者3者に対し、図1の900mmにより見積もるよう求めたとしており、受注者から提出された施工計画書にも、図1のみ添付されている。

しかしながら、場は、表6と図1の寸法が相違したまま契約変更を行わなかったことから、仕様書によれば、完了検査において本仕様書に適合しないものは不合格とする、と記載されているにもかかわらず、仕様書上、2種類の仕様で完了検査を合格とし、支払を行っていることは適正でない。

場は、補修工事における仕様書を適正に作成し、仕様書に基づいた完了検査を行わねばならない。

(交通局)

(表5) 契約の概要

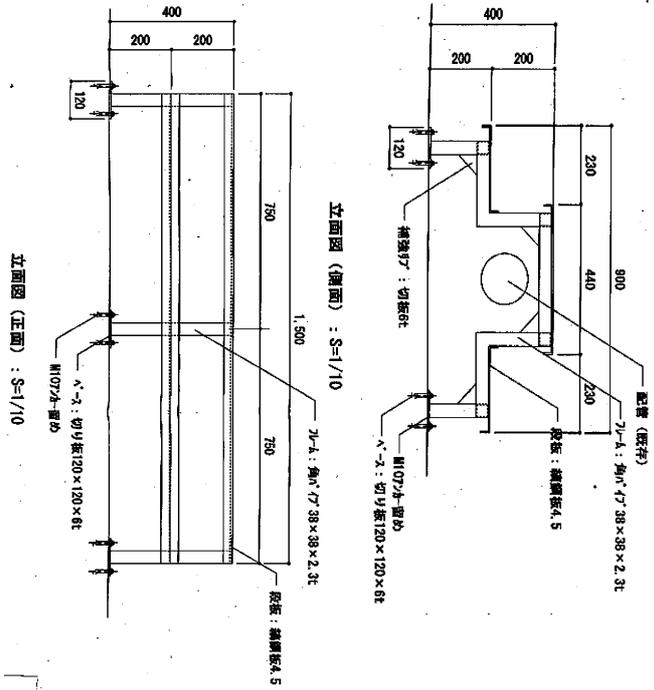
契約件名	契約期間	契約金額
大島車庫避難階段補修工事	令和4.10.3～令和4.11.21	1,567,500

(単位：円)

(表6) 乗り越え台仕様

項目	仕様
本体寸法	W1500mm×L1500mm×H1400mm
取付け寸法	M10アンカー留め

(図1) 乗り越え台仕様



(支出)

(4) 土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの

建設工務部は、鉄道の安全運行やお客様の要請等に迅速に対応するため、契約手続に時間を要する総価契約では対応が困難な土木設計委託について、表7の単価契約を縮減している。

本契約では、表8のとおり単価が設定されており、指示書をもって委託者に対して委託内容を示し実施させるものとなっている。

そこで、本契約における指示内容と成果物を確認したところ、表9のとおり、「資料作成」の単価を適用している案件について、指示枚数より成果物の枚数が多いにもかかわらず、指示枚数により支払を行っている案件が多数認められた。

このことについて、部は、表9の各設計を委託するに当たり、適用できる単価がないため「資料作成」の単価を適用しているものの、実際の成果物の枚数によると、部が当該設計において妥当と考える金額より高額になってしまっており、指示枚数により支払を行っていることとして、

しかしながら、これは、指示枚数に対して適切な金額が算出できる単価が設定されていないことによるものであり、契約に定められた単価に基づかずに対価を支払っていることとなり適正で

ない。部は、指示と成果物の数量にかい離が生じないよう、本単価契約における単価設定の在り方を見直す必要がある。

部は、土木設計委託における単価設定の在り方について見直されたい。

(交通局)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
都営地下鉄等の施設に関する土木設計委託 (単価契約)	令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31	105,853,000

(表8) 設定単価の概要

種別	概要	単位
構造設計	箱型構造物断面の検討設計に適用し設計内容を取りまとめた報告書を作成	断面
仮設構造物設計	路面覆工・土木支保工の設計に適用し設計内容を取りまとめた報告書を作成	検討
FEM 解析	地盤を対象とした二次元 FEM 解析を行い解析条件、解析結果、考察等の報告書を作成 箱型構造物の耐震設計に際し、限界状態設計法によるレベル2 地震動解析を行い、設計計画書を作成	ケース
L2 地震動解析	許認可等行政手続きに必要な図面を所定の様式に調整する作業に適用 (CAD 図面作成を含む。)	枚
実測図及び駅一般図	出入口、ポンプ室等一般図及び断面図を作成する作業に適用	枚
図面作成	監督員の指示に基づき図面を修正する作業に適用 (CAD 図面の修正含む。)	枚
図面修正	報告書作成が含まれない設計において、施行計画書、工程表、対外説明等の資料を作成する場合に適用	枚
資料作成	対外的な計画・設計協議に参加し、専門的な視点による説明や監督員への助言を行う場合に適用 (協議議事録・報告書を作成)	機関
関係機関打合せ協議	既存の一般図等を CAD に変換する場合に適用	枚
図面 CAD 化	設計箇所周辺の測量実施に適用	点、km、ha
測量業務	設計箇所周辺の埋設物等の調査実施に適用	業務
埋設物等調査	計画現場に赴き、調査を行う場合に適用 (写真撮影、調査報告含む。)	箇所
現場踏査	工事がしゅん工した際等のペース図を作成	枚
ペース作成	車両や報告者等の数を調査し、資料を整理	断面
交通量調査		

(注) 各種別につき作業規模に応じて複数の単価が設定されている。

(表9) 抽出案件の状況

案件番号	設計内容	指示内容	指示枚数	成果物の枚数 (注)
6101	ホームドア補強	資料作成A	10	20
		資料作成D	16	23
		計	26	43
		資料作成B	10	22
6102	ホームドア補強	資料作成A	12	47
		資料作成B	4	
		資料作成C	6	33
		資料作成D	27	
計	59	102		
6105	ホームドア補強	資料作成B	21	21
		資料作成A	19	
		資料作成B	2	35
		資料作成C	7	7
		資料作成D	18	18
		資料作成A	13	52
		資料作成C	6	6
		計	86	139
		資料作成A	16	22
		資料作成B	16	32
6106	ホームドア補強	資料作成B	2	2
		資料作成C	3	7
		資料作成D	17	17
		計	54	80
6201	浸水対策検討	図面CAD化II	3	3
		一般図修正B	9	9
		図面CAD化II	3	3
		一般図修正A	3	6
		資料作成A	20	23
		資料作成B	45	220
		資料作成D	5	5
		計	88	269
		資料作成B	50	86
		資料作成A	15	86
6307	車両基地における安全対策	資料作成A	6	8
		資料作成A	2	8
		一般図I	2	2
		一般図II	2	4
計	77	194		
6405	トイレ補修	一般図I	4	4
		一般図修正B	5	5
		資料作成A	22	29
		資料作成D	7	7
計	38	45		

(注) 表紙・扉ページ、議事録については全ての案件で除外

(支出)

(5) プレインセンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの
 資産運用部及び電車部は、表10のとおり、リース契約を締結している。

再リース時には、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守付きリース契約では、当初の契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておくべきである。

このことについて、デジタルサービス局は、システム仕様書標準作成手順書(以下「手順書」という。)において、リース契約に関する仕様書に、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書を作成、提出すること。」と記載している。リース料と保守料の額を分けて把握するためには、保守付きリース契約全般において、手順書を参考に、月額リース料と保守料の明細が分かる内訳書を提出させるよう仕様書に記載することが効果的である。

しかしながら、両部は、表10の契約において、監査日(令和5年4月25日)現在、月額リース料、保守料を分けた内訳を契約相手方から徴しておらず、適切でない。
 両部は、リース契約の締結に当たり、月額リース料と保守料とを明確に区分して把握された。

(交通局)

(表10) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額(月額)	所管部所
1	東京都交通局交通広告媒体管理システム用機器の借入れ	平成30.3.1～令和5.2.28	259,092	資産運用部
2	東京都交通局交通広告媒体管理システム用機器の借入れ	令和5.3.1～令和10.2.29	252,120	資産運用部
3	電車部乗務管理システム用カーポリーダー機器の賃借	令和2.4.1～令和7.3.31	188,650	電車部

(その他)

(6) 駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの

都営地下鉄各駅では、窓口処理機により、不足賃等の收受、誤購入乗車券の払戻等、窓口で取り扱った売上げ等に係る売上データや釣銭準備金を含めた現金有り高を管理している。

ところで、電車部は、東京都地下高速電車旅客乗取扱要綱(平成6年10月14日6交電車第535号)第4条により、窓口引継簿を作成することとし、第39条の2により、窓口引継簿は窓口等で取り扱った旅客不足賃等の收受額等や現金有り高を係員の引継交代ことに記録するため駅操作端末で作成するものとしている。

窓口の駅係員は、窓口の担当を始めるときに自分のIDで窓口処理機にログインし、担当を終わる時にログアウトすることで、窓口における取扱者が明らかになる仕組みとなっている。

また、窓口の担当者が交代する際は、前の担当がログアウトし、次の担当がログインすると、売上データが表示され、引き継ぐ現金有り高を入力して、引継ぎしたことを示すデータが作成される。

営業終了後に、自動的に窓口引継簿のPDFが作成される。

このように、部は、窓口処理機により引継ぎを管理することで、窓口における扱い者と引継ぎの状況を記録する仕組みを構築している。

しかし、窓口処理機では、引継ぎ以外の事由によりログアウト・ログインを行っても引継ぎデータが作成されるほか、多客などの事由により交代者のログインが実際よりも遅くなり、記録された時間が事実と異なるなど、誤った内容の窓口引継簿が作成される場合もあつたことから、部は、自動作成されたPDFを印刷して、手書きで訂正の上、各駅において帳票を保管するよう、各駅務管区を指導している。

そこで、大門駅において、訂正後の窓口引継簿を見たところ、交代して窓口を担当した職員が窓口処理機にログインせず、引継ぎの処理ができていない事例が令和4年度中に53回見受けられた。

窓口処理機の引継処理は、窓口における売上現金の取扱いを記録し、引継ぎの状況を明らかにするために必要な処理であるから、各駅では窓口担当者の交代時に引継処理を漏れなく行うとともに、部は、各駅に対し指導する必要がある。

部は、駅窓口における引継処理を漏れなく行うよう指導された。

(交通局)

水道局

1 指摘事項

(重点監査事項) (支出)

(1) スマートメータの設置について

スマートメータは通信機能を有する水道メータで、携帯電話の通信網などを利用することで遠隔地からの自動検針や、より高い頻度でのデータ取得が可能となる。局は、水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プラン（令和4年6月20日。以下「プラン」という。）を策定し、令和4年度から令和6年度にかけて約13万個のスマートメータを先行的に導入することを計画しており、令和6年度までにスマートメータを設置する場所（以下「スマートメータ設置エリア」という。）を定めている。

スマートメータの設置に当たっては、電子式メータに通信機器を接続する分離型のスマートメータを採用しており、局は、スマートメータ設置エリアにおいて、従来の機械式メータをスマートメータに交換するとともに、給水装置の新設・改造工事に伴い新たに水道メータを取り付けられる際にもスマートメータの設置を進めている。

そこで、スマートメータの設置について確認したところ、以下のとおり適切でない点が見受けられた。

ア スマートメータを指定給水装置工事業業者に適切に支給すべきもの

給水装置の新設・改造工事は、施工主の依頼により、指定給水装置工事業業者が行うものである。指定給水装置工事業業者からの工事受付や、必要な水道メータの支給等は表1の契約により、東京水道株式会社を受託しており、会社の各給水管工事業務所が行っている。各給水管工事業務所では、給水装置工事の場所がスマートメータ設置エリアに該当するか確認し、該当する場合は機械式メータではなく、スマートメータを指定給水装置工事業業者に支給する。

そこで、スマートメータ設置エリアにおいて給水装置の新設工事がある場合に、スマートメータが支給されているか、世田谷給水管工事業務所（以下「所」という。）において、抽出して確認したところ、令和4年9月までに受け付けた工事において、誤って従来の機械式メータが支給されていた事例が認められた。

この原因について確認したところ、水道局南都支所が所の方針を通知するに当たって、設置時期に関する説明が不十分だったことにより、所の担当者の一部において、給水装置の新設工事の際のスマートメータの支給は、本来、令和4年4月からであるところ、令和4年10月からであると誤解が生じていたことが認められた。

局は、スマートメータ設置エリアにおいては、令和6年度までに全ての水道メータをスマートメータにする方針であるため、今回、機械式メータが支給され、設置された場所については、局の契約により、スマートメータを設置する工事を別途、実施することになる。

この工事費用は、所が適切にスマートメータを支給していた場合発生しなかったものであるため、表2で試算したとおり、1万7,056円が不経済支出となる。
支所は、所を適切に指導及び監督された。
会社は、スマートメータ設置エリアにおける給水装置工事に関して、指定給水装置工事業業者にスマートメータを適切に支給されたい。

(水道局)
(東京水道株式会社)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度給水装置関連業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	2,805,000,000

(単位：円)

(表2) 不経済額の算出

(単位：円)

項番	口径 (mm)	買入れ区分 (注1)	誤って支給した機械式メータの価格 (A)	スマートメータ設置にかかる費用 (令和4年度工事単価で試算) (B)	合計 (注2) (C)=A+B
1	20	買入れ(B)	880	3,898,40	4,778
2	20	買入れ(A)	2,662	3,898,40	6,560
3	13	買入れ(A)	2,112	3,606,90	5,718
合計					17,056

(注1) 水道メータの買入れ契約は、全ての新品に新品を使用してメータを製造するもの（買入れ「A」）と、発注者が引き渡す使用済みのメータを分解し、上ケース及び下ケースを再利用し、その他の部品は新品を使用してメータを製造するもの（買入れ「B」）がある。

(注2) 合計において、円未満の金額は切捨て

イ 給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの

多摩水道改革推進本部は、多摩地区において有効期限メータの引換工事(注)等を行わせるため、給水装置工事請負単価契約(契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)を複数工事施行業者(以下「受注者」という。)と締結している。

この契約では、受注者が施行後に、工種、数量、適用単価、適用単価と数量から計算された工事代金を記載した工事施行確認願を、管轄の給水管理事務所又は給水事務所に提出し、提出を受けた各所が検査を実施した後、給水管理事務所が支払を行っている。

そこで、あきる野給水事務所（以下「所」という。）において、工事金額が適正かに着目して、工事施行確認願の記載内容を確認するなどしたところ、機械式の大口径メータ（50mm以上）をスマートメータに交換する工事において、表3の項番1及び項番2の工種を工事施行確認願に記載すべきところ、項番3の工種も誤って記載されていたことにより、表4のとおり、3万3,605円が過大な支出となっていた。

これは、工事施行確認願に計上されている工種を、所が確認すべきところ、その確認が不十分だったことによるものであり、適切でない。
所は、給水装置工事請負単価契約の検査を適切に行われない。

(水道局)

(注) 計量法に定められている検定有効期間（8年）の満了に伴い、水道メータを交換する工事

(表3) 受注者が工事施行確認願に記載した工種

(単位：円)

項番	工種	単価 (円)	工種の概要
1	スマートメータ引換工	メータ口径により異なる	・メータの交換 ・通信機器の電源投入、通信確認等
2	隔測ケーブル配線工 (ケーブル防水接続)	2,755.50	・電子式メータと通信機器の接続
3	スマート通信機器取付工	3,360.50	・電子式メータと通信機器の接続 ※ 既設電子式メータに通信機器を取り付ける工事を局が発注する際に適用する工種

(表4) 不経済額の算出

(単位：円)

通知番号	不要な工種 (スマート通信機器取付工) の数量 (か所)	支払額 (概)	支払額 (正)	差額
0010		356,863	346,781	10,082
2005		160,047	153,326	6,721
1026		559,378	542,576	16,802
合計				33,605

(注) 支払額には表3で記載した工種以外も含む。支払額(正)は不要な工種を除外して合計した後
に円未満の端数を切捨て

(収入)

(2) 破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの
サービス推進部では、弁償金等の債権管理を行うに当たり「営業事務取扱手続」を定め、各営業所はこれに基づき債権管理業務を行っている。

「営業事務取扱手続」では、債務者の破産手続が終了し、債権の全部又は一部について、配当が得られず、かつ、残余財産がないときは、不納欠損(注1)に該当するとし、この場合においては、部が営業所に対して不納欠損の手続を執るよう通知し、これに基づき営業所が不納欠損を決定することとしている。

板橋区内で発生した給水管損傷事故に伴う破損弁償金債権9万5,473円について、練馬営業所(以下「所」という。)は平成28年3月11日に調定し、以降、板橋営業所(注2)が催告等の債権管理を行っている。

本件債務者については令和2年3月9日に破産手続が開始され、その通知を受理した部は所に対して徴収停止の手続を執るよう通知し、同月30日に所は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5第1号の規定に基づき、本件債権の徴収停止を決定した。

所の監査日(令和5年1月30日)において、本件債権の不納欠損が決定されていないため、部の監査日(令和5年2月8日)において確認したところ、令和3年2月12日に破産手続を終了する旨が官報に公告されていたことが確認された。また、部がこの公告を看過し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知していないことが認められた。

部が所に対して不納欠損の手続を執るよう通知しないと所は不納欠損を決定できないだけでなく、破産手続の終了から不納欠損が決定されるまでは収入予定債権が過大になることなどから、部が破産手続の終了を速やかに確認し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知していないことは適正でない。

部は、破産手続の終了を速やかに確認し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知されたい。

(水道局)

(注1) 所定の事由に該当する消滅した債権及び強制執行による回収ができなくなった債権(残債権)について、収入欠損として会計処理上、収入予定債権(毀調定債権)の中から除外すること。

(注2) 平成23年度以降、板橋営業所の業務は東京水道株式会社が受託し、同所の業務に係る指導は練馬営業所が行っている。板橋営業所管内の債権管理については板橋営業所が行うもの、調定、徴収停止、不納欠損等の決定は練馬営業所が行うこととされている。

(支出)

(3) 工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事業決定により対応すべきもの

給水部は、水道施設維持補修工事請負単価契約（契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を締結し、各支所は、この契約における所管区域の工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。また、部は、局の施行する工事請負単価契約の発注業務が適正に行われるよう「単価契約業務発注の手引」（以下「手引」という。）を定めている。

手引では、工事請負単価契約に適用できる工事限度額を定めており、水道施設維持補修工事の場合は、原則として、1案件につき1,000万円とし（支所配水課長決定）、やむを得ず

1,000万円を超える場合（上限2,000万円未満）は、工事限度額超過理由書を作成し、支所配水課長の決裁を受けることとなっている。1案件とは、原則1指示番号とするが、複数の指示番号であっても、工事の発生原因、場所及び施工時期がおおむね同一である場合には、それらをまとめて1案件とするとされている。工事限度額の設定は、東京都水道局支所処務規程（昭和35年水道局訓令第4号）第15条の2に基づき事業決定細目において、工事に関する予定価格が2,000万円未満までの超工は課長決定とされていること等によるものである。そのため手引では、施行過程において上限額を超えると判断される場合は、完成日前までに給水部長協議、支所長決定とすよう定めている。

南部支所は、表5の工事を水道施設維持補修工事請負単価契約で行っている。これらの工事について見たところ、発生原因はいずれも、道路工事に伴う水道施設の高低調整依頼によるものであり、場所及び施工時期もおおむね同一で、1案件として処理すべきものである。また、3件の工事をまとめると3,132万円となり、手引で定めている上限額を超えている。そのため1案件としてまとめ、完成日前までに給水部長協議及び支所長決定案件として対応しなければならなかったにもかかわらず、行われていないことは適正でない。

支所は、工事請負単価契約について、手引を遵守し適正な事業決定により対応されたい。
(水道局)

(表5) 支所が発注した工事請負単価契約の概要

(単位：円)

指示番号	工事の発生原因	場所	指示日	施工時期	金額
10010	道路工事に伴う水道施設の高低調整依頼	世田谷区砦二丁目先から同区砦丘五丁目先間 外3か所	令和4.4.1	令和4.4.1～令和4.5.20	6,489,578
10011		世田谷区砦二丁目先から同区砦丘五丁目先間 外3か所	令和4.4.1	令和4.4.1～令和4.5.20	10,146,786
10012		世田谷区砦二丁目先から同区砦丘五丁目先間 外5か所	令和4.4.1	令和4.4.1～令和4.6.15	14,685,676
合計額					31,322,040

下水道局

1 指図書事項

(重点監査事項) (支出)

(1) 町屋幹線の整備工事における実施設計について

町屋幹線は、尾久幹線(下流域)の流下能力を補充し、当該流域の雨水排除能力の増強を図ることを目的とした下水道幹線であり、第一基幹施設再構築事務所では、この幹線の整備工事のための実施設計を行っている。

所は、整備工事の実施設計において、表1の「町屋幹線その2実施設計」により、布設路線(注)、シールド工法、立坑の位置・形状等の検討・決定を行い、設計図、数量計算書、施工計画書等の工事発注のための資料を作成している。

その後、土質調査に係る基準が変更されたため再調査を行ったところ、地中ガスが検出され、その対応のために表1の「町屋幹線変更実施設計」により実施設計の変更を行っている。

この「町屋幹線変更実施設計」において、監査日(令和5年1月13日)現在、所は工事変更を4回行っており、これを見たところ、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(注) 下水道管や人孔等を設置する場所

(表1) 契約の概要 (単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	町屋幹線その2実施設計	平成30.9.8～令和2.3.4	20,491,900
2	町屋幹線変更実施設計	令和3.9.16から160日間	14,234,000 変更後 25,460,600

(表2) 変更実施設計における工事変更の概要 (監査日(令和5年1月13日)現在) (単位：円)

工事変更決定日	件名	変更理由	変更金額 (増額)
令和4.4.21	第1回工事変更	財務局の土地に布設するために、計画系統調査工及び在来施設調査工(注)に係る実施設計費の変更及び30日間工期延長	1,185,800
令和4.6.27	第2回工事変更	実施設計業務費の数量変更及び90日間工期延長(到達立坑築造を計画している町屋ポンプ所において、立坑予定箇所にて電力会社の地中線及び電柱があり立坑築造の支障になることが判明し、立坑位置及び形状を変更する必要が生じた。)	6,547,200
令和4.11.8	第3回工事変更	実施設計業務費の数量変更及び25日間工期延長(発達立坑築造を計画している東尾久浄化センターにおいて、立坑予定箇所にて汚水送水管及び場内排水管があり立坑築造の支障になることが判明し、立坑位置及び形状を変更する必要が生じた。)	3,493,600
令和4.12.14	第4回工事変更	財務局の土地に布設するために、用地の使用承認申請が必要となり、50日間工期延長	0
工事変更の合計金額			11,226,600
うち指図書事項に係る不経済支出額(第2回工事変更+第3回工事変更)			10,040,800

(注) 「計画系統調査工」流量表や排水計画系統図の作成、計画路線の平面図の作成等を行う工種
「在来施設調査工」公有地等の管理者との打合せ、地下埋設物管理台帳の閲覧等の埋設物調査を行う工種

ア 実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの

町屋幹線の整備工事では、図1のとおり、建設局、財務局、東京都立大学法人東京都立大学のいずれかの用地の下にシールド管を通過させなければならない。そのため、所は、用地の所管局等と協議し、どの用地の下をどのような線形で通過するか(以下「通過ルート」という。)を確認する必要があった。

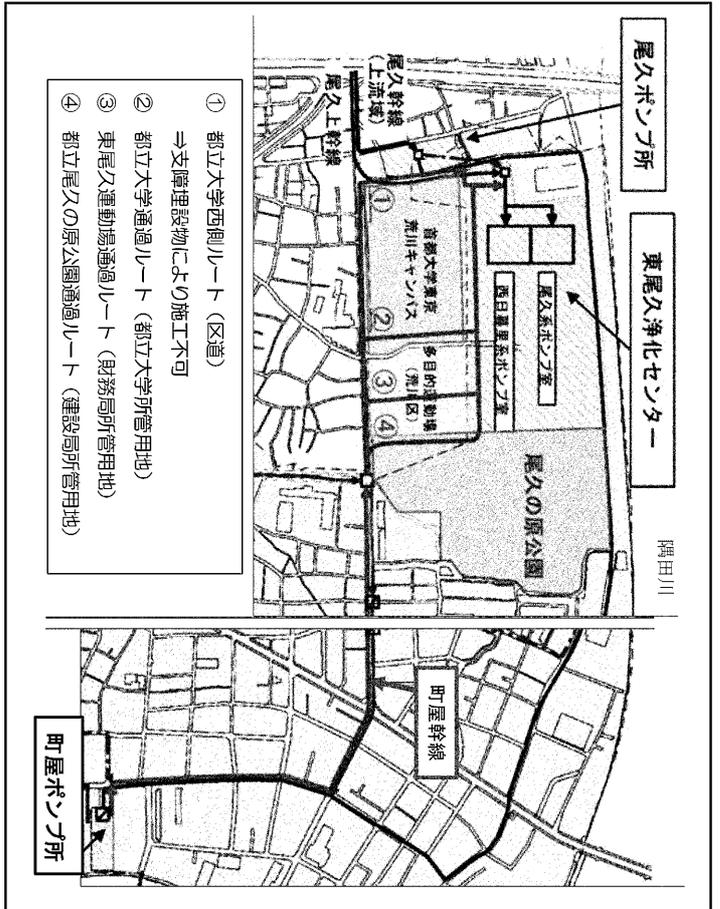
ところで、所は、シールド管を財務局の土地に布設するために、「町屋幹線変更実施設計」において、表2のとおり工事変更を行っている。第1回工事変更は、布設路線を財務局の土地に決定するために、計画系統調査工及び在来施設調査工を追加するものであり、第4回工事変更は、財務局の土地の使用承認申請に時間を要したため、工期を50日間延長するものである。

しかしながら、所は表1のとおり、町屋幹線の実施設計を「町屋幹線その2実施設計」で行い、通過ルートが確定していないまま、仮定に基づき設計図、数量計算書等を作成させ、実施設計委託を完了としている。実施設計とは、工事を発注するために必要な設計図、数量計算書、施工計画書等を作成することであるから、所が「町屋幹線その2実施設計」において通過ルートを確定させていないことは、適正でない。

所は、実施設計において通過ルートを確定した上で、設計図、数量計算書、施工計画書等を作成された。

(下水道局)

(図1) 町屋幹線の通過ルート検討図



4 実施設計において支障物調査を行うべきもの

所は、表2のとおり、「町屋幹線変更実施設計1」において第2回及び第3回工事変更を行っている。

第2回工事変更については、到達立坑築造を計画している町屋ポンプ所において、立坑予定箇所に電力会社の地中線及び電柱があり立坑築造の支障になることが判明し、立坑位置及び形状を変更する必要が生じたために行ったものである。

第3回工事変更については、発進立坑築造を計画している東尾久浄化センターにおいて、立坑予定箇所に汚水送水管及び場内排水管があり立坑築造の支障になることが判明し、立坑位置及び形状を変更する必要が生じたために行ったものである。

しかしながら、立坑の築造を予定している場所について地下埋設物（支障物）を調査しなければ立坑位置を確定できないにもかかわらず、所は「町屋幹線その2実施設計」で支障物調査を行わないまま設計図及び数量計算書を作成させ、実施設計委託を完了としている。実施設計とは、工事を発注するために必要な設計図、数量計算書、施工計画書等を作成することであるから、所が「町屋幹線その2実施設計」において支障物調査を行っていないことは、適正でない。

「町屋幹線その2実施設計」において支障物調査を行っていれば、「町屋幹線変更実施設計」の第2回及び第3回工事変更を行う必要が生じないことから、増額した1,004万8000円が不経済支出となっている。

所は、実施設計における立坑位置の確定に必要な支障物調査を行われない。

(下水道局)

(重点監査事項) (支出)

(2) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について

工事請負契約約款第19条第3項(注1)では、発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたときは費用を負担しなければならないとしている。

局の積算基準(令和3年10月東京都下水道局)によると、増加費用は、原則、工事的物又は仮設に係る工事の施工(以下「本工事施工」という。)着手後を対象に算定するとされている。

「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(平成31年4月東京都下水道局。以下「ガイドライン」という。)では、表3のとおり、工事を中止した時期が準備工期間だった場合には積上げ積算で算出し、また、本工事施工中だった場合(3か月以内)には、一定の算式に当てはめる簡便法(注2)により算出を行うと定めている。

本工事施工中に工事を中止した場合、工事現場の保安に要する経費、工事現場に備えておく必要のある建設機械器具の損料やリース料の経費等、受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するための経費を負担していることが明らかである。そのため、受注者の負担を減らすために、中止期間が3か月以内の時は簡便法を用いるとしている。

一方、準備工期間中は、工事的物又は仮設に係る工事に着手しておらず、受注者が前述のような経費を明らかに負担しているとは言えないため、受注者が中止期間中に実際に負担した経費に係る明細書等の根拠書類に基づき、必要性や数量について発注者と受注者とが協議を行った上で、中止に伴う増加費用を積上げて算出するとしている。

そこで、工事の一部一時中止に伴う増加費用について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(注1) 工事請負契約約款第19条第3項(一部抜粋)

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(注2) 一時中止時点の契約上の純工事費、一時中止に伴う工事延長期間、工種ごとに決まる係数を一定の算式に当てはめて算出した金額に、費用(材料費、労務費、水道光熱電力等料金、運搬費、機械経費、仮設費)の明細書に基づき積上げた金額を合算して算出する方法のこと。なお、全部一時中止と一部一時中止とでは、算出に必要な対象日数の計上方法が異なる。

(表3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定方法

	中止の時期及び算定方法	
	契約後準備工着手前	準備工期間(現場事務所を設置し、材料等の手配、測量等の本工事前の準備期間)
中止期間	3か月以内	3か月を超え
	増加費用は計上しない	積上げ積算 ・受注者が提出した費用の明細書等に基づき、費用の必要性・数量について発注者と受注者とが協議を行う。 ・工事看板損料、現場事務所の維持費等が対象経費となる。
		本工事中 簡便法による積算(材料の保管費用や水道光熱電力料金等は積上げ積算) 積上げ積算

ア 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの

中部下水道事務所は、表4の工事において工事の一部一時中止を行い、それに伴う増加費用の算定を表5のとおりとしている。

この工事は、令和2年4月10日に着手し同年8月中旬まで準備工期間としていたが、所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため同年4月13日から同年5月29日まで工事を一部一時中止とした。

カイドラインでは、準備工期間の一部一時中止に伴う増加費用については、積上げ積算と定めている。

しかしながら、所は、準備工期間であるにもかかわらず、受注者に対し費用の明細書等の提出を求めずに本工事中で適用する簡便法を用いて算出を行っており、適正でない。

この結果、所は、誤った算出方法に基づき積算した工事の一部一時中止に伴う増加費用33,9万6,000円を支払っている。

所は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行われない。

(下水道局)

(表4) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
中央区藤三丁目、入船三丁目付近再構築工事	令和2.2.28～令和4.7.26	752,741,000

(単位：円)

(表5) 工事の一部一時中止期間及び増加費用

工事中止期間	増加費用
令和2.4.13～令和2.5.29(中止期間31日間)	3,396,000

(単位：円)

イ 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの

中部下水道事務所は、表6の工事において、交通管理者との協議に時間を要するため、準備工期間中の令和2年6月3日に同年10月28日まで工事を一部一時中止するとしていたが、協議が整ったため、同年9月28日に工事の中止を解除し、本工事を開始している。

そこで、中止に伴う増加費用(中止期間：令和2年6月3日から同年9月27日まで)について見たところ、所は、次の状況が認められたにもかかわらず、本工事中とみなし簡便法により表7のとおり算定している。

- ① 所は受注者に令和2年9月27日まで本工事を開始させておらず、また、受注者から提出された作業日報を見ても、同月28日から本工事を開始している。
- ② 受注者は、令和2年6月から同年9月までの作業報告について、土木工事標準仕様書に基づき、準備作業(準備工のこと)に関する経過報告書を毎月報告している。
- ③ 受注者は、令和3年10月8日に一部一時中止に伴う増加費用の請求を行っており、請求書に添付された工程表上、一部一時中止期間中は準備工の期間となっている。

このことについて、所及び建設部は、受注者からの施工計画書を承認した日(本件では、令和2年7月22日)以降は工事中とみなすことができることから、簡便法により算出している。

しかしながら、カイドラインには、施工計画書の承認をもって本工事中とみなし簡便法で算出するとの定めはない。

したがって、所は、受注者に本工事を開始させていないのであるから、増加費用については積上げ積算で算出すべきであり、簡便法により算出していることは、適正でない。

この結果、所は、誤った算出方法に基づき積算した工事の一部一時中止に伴う増加費用69万3,000円を支払っている。